*参考例　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所運営規程（例）*

*この運営規程の例はあくまで参考例であり、記載の仕方やその内容は基準を満たす限り、任意様式でも可*

**指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）事業運営規程**

*事業所の名称を記載*

　（事業の目的）

第１条　○○法人○○会（以下「事業者」という。）が開設する○○（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

 （事業の目的）

第１条 医療法人△△会（以下「事業者」という。）が開設する○○（事業所名）（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

　（事業の運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　指定通所リハビリテーション事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

３　指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　　○○

（２）所在地　　○○市………

　（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）医師　１人

医師は、通所リハビリテーションの提供に当たって、従業者へ指示を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。

（２）従業者

・　理学療法士　○人以上

*配置のある職種を記載*

・　作業療法士　○人以上

・　言語聴覚士　○人以上

　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の診療に基づいて通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを提供する。

　　・　看護職員、介護職員　○人（※実情に応じた数）

　看護職員、介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な看護、介助及び援助を行う。

*祝日営業しない場合に記載*

　（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　午前○○時から午後○○時までとする。

*年末年始やお盆など特別な休業日があれば記載*

（３）サービス提供時間　午前○○時○○分から午後○○時○○分までとする。

*複数単位の場合は、「１単位目　○時から○時まで　２単位目　○時から○時まで」と記載*

　（指定通所リハビリテーション等の利用定員）

第６条　事業所の利用定員は、○人とする。

*複数単位の場合は、「１単位目　○人、２単位目　○人」と記載*

　（事業の内容及び利用料等）

第７条事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

（１）機能訓練

（２）入浴（一般浴・機械浴）

（３）食事の提供

（４）健康状態チェック

（５）送迎

（６）延長サービス（介護給付）

（７）リハビリマネジメント（介護給付）

（８）運動器機能向上（介護予防）

（９）口腔機能向上（介護予防）

２　その他の費用として、次の号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

（１）第１０条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用　通常の事業の実施地域を越えた地点から１キロメートルあたり○○○円

*この場合の交通費は実費の範囲内で設定*

（２）利用者の希望により指定通所リハビリテーションに通常要する時間を越えて指定通所リハビリテーションを提供する費用　30分あたり○○○円

*定額で徴収するものについては運営規程で額を定めること（「その他の日常生活費」においては、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」の記載でも可。）また徴収費目が多く運営規程本文中に記載しにくい場合は、「費目及び金額は別表のとおり」と記載した上で、その具体的な内容をわかりやすく記載する。*

（３）食費　一食あたり○○○円

（４）おむつ代　○○○円

（５）その他の日常生活費

　　・　（具体的な名目を記載）　実費

　　・　（具体的な名目を記載）　○○円（実費相当額の範囲内で定める）

３　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

　（緊急時等における対応方法）

第８条　指定通所リハビリテーション等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

　（苦情処理）

第９条　指定通所リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　提供した指定通所リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

３　提供した指定通所リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　提供した指定通所リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

*市町村全域でない場合は具体的な範囲を示す。例えば「事業所から自動車で30分以内に到着できる場所」など曖昧な設定は避け、「さいたま市（浦和区に限る）」などと客観的に特定できる設定とすること*

　（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、○○市、○○市（うち○○区に限る）、○○町の区域とする。

　（非常災害対策）

第１１条　事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

　（個人情報の保護）

第１２条　事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱に努めるものとする。

２　事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

　（サービスの利用に当たっての留意事項）

第１３条　従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

２　従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

（１）主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。

（２）気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

（３）体調不良等によって指定通所リハビリテーション等の提供に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

　（その他運営についての留意事項）

第１４条　事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後○か月以内

（２）継続研修　年○回

２　従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は○○法人○○会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

*法人の代表者の役職を記載*

　附　則

　この規程は、○年○月○日から施行する。

　この規程は、○年○月○日から施行する。（営業時間の変更）

この規程は、○年○月○日から施行する。（苦情処理の項目を追加）

*事業開始後、運営規程を変更した場合は、改訂履歴を追加していく*